

就労選択支援サービスについて

1. 制度創設の背景および経過

「障害者の雇用の促進等に関する法律」(昭和 35 年法律第 123 号)により、雇用分野において障がいがある方の就労の機会均等、待遇の確保およびその能力を発揮することができる措置を行うことが明記されています。しかし、制度の谷間で十分に働く機会を得られない、または必要な合理的配慮が十分でないために継続して就労することが困難な現状があり、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」(令和元年法律第 36 号)の法案審議の中で、通勤や職場における支援の在り方検討が開始されました。

「障がい者雇用・福祉連携プロジェクトチーム」において、障がいがある方の就労能力や適性を客観的に評価し、可視化する手法が確立されていないことが課題であるとの認識がなされ、「福祉・雇用それぞれのサービス体系におけるアセスメント（ニーズ把握、就労能力や適性の評価）の仕組みの構築と強化すること」が具体的な方策として進められることになりました。

これらの流れを受け、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 65 号)の一部改正により、令和 7 年 10 月から、新たな障害福祉サービスとして就労選択支援が開始されることになりました。

2. 事業目的

就労を希望する障がいのある方に対して自らの働き方について考え、必要に応じて事業者等との連絡調整を図り合理的配慮のもと就労することをサポートします。すでに、就労継続支援を利用しながら就労に関する知識や能力の向上に努めている障がいのある方は、本人の希望を重視しながら就労移行支援の利用や一般就労等への選択の機会を適切に提供することを目指します。

具体的には、就労アセスメントの方法を活用し、①本人の強みや課題など就労能力や適性を客観的に評価する。②本人と協同し、評価の整理や作業場面を活用した状況把握により自己理解を促す。③その評価過程や他機関協働によるケース会議、アセスメント結果のフィードバック。本人と一緒に進路や将来の働き方を選び決めていくことを支援します。

3. 対象者

就労選択支援の対象となるのは、就労移行支援または就労継続支援（A型・B型）を新たに利用したいと考えている障がいのある方、またはすでに利用している方です。学校卒業後に、就労することを目指す特別支援学校の生徒も対象となります。

サービス類型		新たに利用する意向がある障害者	既に利用しており、支給決定の更新の意向がある障害者
就労継続支援B型	現行の就労アセスメント対象者（下記以外の者） ・50歳に達している者または障害基礎年金1級受給者 ・就労経験ありの者（就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者）	令和7年10月から原則利用 希望に応じて利用	希望に応じて利用
	就労継続支援A型	令和9年4月から原則利用	
就労移行支援		希望に応じて利用	令和9年4月から原則利用 ※ 標準利用期間を超えて更新を希望する者

4. 甲賀圏域での運用について

甲賀圏域では甲賀地域障害児・者サービス調整会議の就労就労アセスメント委員会で今後の運用について検討を行っています。令和7年10月から開始される事業ですが、県による就労選択支援事業を行う事業所の事業所指定が進んでいない状況で、10月1日からのサービス提供は難しい状況です。甲賀圏域では、1事業所が指定を受ける方向で準備がすすんでいます。

現状では、令和8年3月末に特別支援学校を卒業予定の生徒については、従来通りの就労アセスメントを実施し、卒業後の進路選択に支障がないように支援を行っていく予定です。就労選択支援の主体はあくまで就労を希望する本人です。本人と協同の上、就労選択支援の手法（①面接等によるニーズ把握。②就労、実習場面での観察や評価。③アセスメントシートの作成。④他機関協働による連絡会議。⑤事業者等との連絡調整）を用いて就労アセスメントを実施していく予定です。※令和7年度の三雲養護学校の就労アセスメント予定者は2年生が9名、3年生が3名です。

